

# 高田区 地域協議会だより

フーフー  
た・か・だ

令和4年10月25日 発行  
発行：高田区地域協議会  
編集：高田区地域協議会・編集委員  
南部まちづくりセンター  
(寺町2-20-1 Tel.025-522-8831)

第51号

フムフム  
これは気になる!



- ▶ **審議結果** 諮問事項 新市建設計画の変更について 等……………1頁
- ▶ **活動報告** 自主的審議事項 高田区における大雪災害対応について……………2、3頁
- ▶ **活動報告** 高田区の活性化に向けた協議について……………4頁

## 審議結果 諮問事項 新市建設計画の変更について

### 審議の結果、「支障なし」と判断（附帯意見あり）

第8回地域協議会（9月20日開催）において、新市建設計画の変更についての市の諮問を審議しました。新市建設計画とは、上越市と13町村との合併にあたり、合併後の上越市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的に平成16年に策定されたもので、上越市の建設の基本方針とそれを実現するための施策及び財政計画を中心に構成されています。新市建設計画に位置付けた事業は「合併特例債」という、事業費の7割が国から補填される有利な借金が可能となるメリットがあります。

今回の変更内容は、令和5年度以降に合併特例債の活用が見込まれる事業（上越斎場の建設、上越地域医療センター病院の改築の2件）があることから、新市建設計画の終期を現行の令和4年度から令和11年度へ延長するとともに、統計データの更新をするというものです。

審議の結果、「支障なし」と判断するとともに、上越地域医療センター病院の改築について、現在地での早期の着工・完成となるよう進めてほしい旨の附帯意見をつけることとしました。



▲上越地域医療センター病院

## 市の回答 諮問事項 金谷地区公民館の移転について

### 諮問どおり金谷地区公民館を移転すると回答あり

現在、高田区に所在し、施設の老朽化が進行している金谷地区公民館を金谷区内に移転する旨の市の諮問について、6月10日付けで支障なしの旨を市へ答申したことに対する、市からの回答が第5回地域協議会（7月19日開催）で報告されました。

市の回答は、諮問どおり金谷区内に移転することとし、所要の手続きを進める、附帯意見に関しては、現施設の利用者への案内や移転後の施設管理等について、施設の移転に伴う大切なことと認識していることから、適宜適切に対応していくとの内容でした。

## 市へ意見書を提出し、市からの回答を受ける

高田区における大雪災害時の対応について協議してきた第2分科会の提案により、第2回地域協議会（5月23日開催）で「高田区における大雪災害対応について」を自主的審議事項とし、令和3年の大雪災害を踏まえ、7月1日付けで意見書を市へ提出しました。

第6回地域協議会（8月16日開催）で市担当課より意見書への回答の説明がありました。

### 【内容（要旨）】※各項目の上段が意見書の内容、（回答）が市の回答

- ①高田区では依然として大雪を災害と思わない意識があり、行政と市民が共に「大雪そのものが災害」の共通認識を持ち、協働で大雪に対応する施策を講じてほしい。

（回答）大雪を含む災害では「自助」の取組が大切であり、適切な避難行動等を広報上越などで啓発している。市では公助の態勢を整えているが、「共助」の取組も大切なことから、防災訓練の実施等を地域へ働きかけている。高田区では行政と市民の協働で「一斉屋根雪下ろし」等に取り組み、改善を図っている。



▲高田区の一斉屋根雪下ろし（「令和3年大雪災害対応の検証について」より）

- ②高田区には市のホームページ、SNS等での緊急情報を得る手段を持たない人が多くいる。全ての市民へ緊急情報を伝達するため、町内会長宅FAX、防災ラジオ、屋外放送設備等の有効活用や、大雪災害対策チラシの全戸配布を検討してほしい。

（回答）市では全ての市民に災害（緊急）情報を伝達するため、防災ラジオ、屋外拡声子局、安全メールなどで情報発信している。町内会長宅FAX等の活用は、各町内会の事情が異なり、市からの強制とはしない。チラシは、急を要し、確実に伝達する場合は、対象地区への全戸配布を行うが、それ以外は広報上越を基本に適時適切な手法による情報発信に努める。

- ③高田区に多い狭隘道路で放置車両が交通を遮断し、除雪の障害となることを防ぐため、通行止めなどを検討してほしい。

（回答）令和3年度の除雪計画では幹線路線などを先行して除雪するため、狭隘道路を含む生活道路は一時的に通行不能となる場合がある。この様な道路の総延長は長く、通行止めは誘導員の配置等の課題から実施困難であり、異常降雪時の不要不急の外出を控えるよう周知に努める。

- ④雁木が途切れている民地を含む通学路の除雪について、市による業者等への委託、緊急除雪作業報償制度の拡大適用を検討してほしい。

（回答）雁木は個人所有の財産であり、市道敷でないことから、除雪業者への委託や緊急除雪作業報償制度の拡大適用は考えていない。

⑤一斉屋根雪下ろしの際は、通行止めの期間を短縮し、「町内会単位の実施予定表」で事前に関係町内会、関係住民に周知してほしい。

(回答) 一斉屋根雪下ろしは、早期の交通開放等のため、平日を含めた分散的・段階的な方法に見直した。周知については、関係町内会長を対象に事前説明会を行うとともに、「交通規制のお知らせチラシ」で関係町内会と関係住民に周知する。

⑥令和3年の大雪では高田区で10日余りの交通途絶の地域があった。備蓄の種類と保存量の目安を周知してほしい。市の負担による町内会等の備蓄を検討してほしい。

(回答) 各家庭に配布している防災ガイドブックやハザードマップに、必要な備蓄品や備蓄の目安を記載している。市は指定避難所等に備蓄物資を配置することとしており、現在、町内会等の備蓄は考えていない。

⑦買い物弱者対策を検討してほしい。町内会や民生委員による対応は限界がある。

(回答) 各家庭に配布している防災ガイドブックやハザードマップで、3日間生活できる備えをされるよう周知に努めている。4日目以降も食料品等が入手できない状態が続く場合は、公助での対応を想定しているが、まずは、地域の共助の取組の中で対応いただきたい。こうした状況の回避のためにも除雪計画を見直し、道路交通の確保に努める。

⑧自助、共助、公助の観点から、行政、町内会等の地域コミュニティ、個人の役割分担を明確にし、大雪への備えを明示してほしい。その際は、雁木の地区と戸建ての地区の違い、高齢者等の要支援者に十分配慮してほしい。

(回答) 大雪への備えについては、令和3年11月に「冬の暮らしの支え合い 大雪への備え」と題し、全町内会に回覧して周知した。公助の取組は道路交通の確保を最優先とし、地域の特性も考慮した災害対応に取り組む。自助、共助の取組は、市民一人一人がお住まいの地域の特性を踏まえて対応すべきものとする。要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成のほか、市、町内会（自主防災組織）、民生委員、消防団等が協力して、状況把握や支援体制の整備に努めている。

⑨民生委員、防災士、町内会長の連携について、降雪前に協議するよう依頼してほしい。防災士に対してお願いしたい点を検討し、降雪前に依頼してほしい（防災士が町内会と連携し、災害時にリーダーシップがとれる体制構築が必要）。町内会と民生委員が協力して住民の安否等を把握するよう働きかけてほしい。

(回答) 災害発生時での共助の取組が大切なことから、町内会や自主防災組織に防災訓練等の実施を働きかけ、防災士が参加する中、町内会での役割分担や連携体制が構築されていくと考えている。町内会と民生委員の連携による避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成等により、安否確認の体制構築に取り組んでいる。

⑩高田区の町内会は8ブロックに分かれている。降雪前にブロックごとに住民説明会を開催し、大雪対策を説明してほしい。

(回答) 道路除雪体制について、地域自治区単位で町内会長を対象に実施している。昨年一斉屋根雪下ろしの説明会を、降雪期前に実施している。市民に対しては、例年、広報上越で周知し、昨年からは大雪への備えから大雪災害発生時の対応の文書を全町内会で回覧している。こうしたことから、ブロック単位での説明会は考えていない。



### 地域自治推進プロジェクト等の説明を受ける

第2回地域協議会（5月23日開催）で事務局より、市の地域自治推進プロジェクト及び令和4年度の地域協議会の取組等について説明がありました。

地域自治推進プロジェクトは、市長公約の実現に向けて市が取り組むプロジェクトの一つで、複数年をかけて検討するとしています。また、今年度、地域協議会に取り組んでほしい事項として、①自主的審議事項による議論を進め、市の令和5年度予算への反映を図る場合は、9月を目途に「元気事業」（地域が主体的に取り組む事業で、市に資金面等の支援を求める制度）の提案等を行うこと、②「地域活性化の方向性」（委員間の認識の共有等を図るもの）の作成に着手することについて説明がありました。委員からは、委員の役割として重すぎる等の意見がありました。

### 若者の地域参画に関してヒアリングした方々へ活動概要資料を配布

第4回地域協議会（6月20日開催）で第1分科会より、同分科会で協議してきた「若者の地域参画」について、実態把握を行い、調査・協議の結果、行政、市民団体等との協働が行われていることなどから、自主的審議事項とはせず、ヒアリングに協力いただいた若者等へ、第1分科会の活動概要資料を配布するとともに、今後も課題点があれば一緒に考えていきたい旨の説明があり、了承されました。

### 元気事業の提案等を見据え、地域活動団体との意見交換会を実施

第4回地域協議会（6月20日開催）及び第5回地域協議会（7月19日開催）の協議により、分科会を中断し、会全体として元気事業等に関する協議をしていくこととしました。

協議の一環として、地域活動支援事業の活動団体（令和2年度から3か年連続で採択され、高田区の事柄を起源とする8団体）の方々との意見交換会を7月30日に福祉交流プラザで行いました。大半の団体から「地域活動支援事業を継続してほしい」との意見がありました。また、「後継者を育てるための人材育成に対する支援が必要」「市の元気事業の仕組みが我々に知らされていない。何をどうするのか分からない」などの意見をいただきました。



▲地域活動団体との意見交換会

その後、第6回地域協議会（8月16日開催）及び第7回地域協議会（8月22日開催）で、事務局より「（仮称）地域独自の予算」の概要（案）の説明がありました。

地域独自の予算（案）は、地域団体、地域協議会などが地域活性化等を図る事業を提案でき、南部まちづくりセンター等が予算要求する制度で、地域活動支援事業を活用した事業のうち、地域独自の予算（案）の要件に該当する事業は、市の令和5年度予算要求につながっていく流れを確認しました。これを踏まえ協議し、高田区地域協議会において、令和5年度当初予算への反映を見据えた元気事業等に関する協議は行わないこととしました。